

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる  
 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費

（歳入）

・地方消費税交付金（社会保障財源化分） 617,000 千円

（歳出）

・社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 8,426,480 千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国庫支出金	県支出金	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	1,194,585	565,230	282,830	76	53,569	292,880
	高齢者福祉事業	118,781		828	70,305	7,367	40,281
	児童福祉事業	4,184,532	1,848,509	720,153	216,021	216,447	1,183,402
	その他社会福祉事業	432,152	293	13,933	157,547	40,260	220,119
	小計	5,930,050	2,414,032	1,017,744	443,949	317,643	1,736,682
社会保険	国民健康保険事業	425,917	45,163	150,830		35,551	194,373
	介護保険事業	488,780			909	75,435	412,436
	後期高齢者医療事業	733,106		110,176		96,319	526,611
	年金事業	44,851	2,897			6,487	35,467
	小計	1,692,654	48,060	261,006	909	213,792	1,168,887
保健衛生	医療事業	416,606	3,750	159,432	25,748	35,204	192,472
	予防対策事業	198,176	7,221	2,585		29,126	159,244
	母子保健事業	121,540	38,987	10,871		11,084	60,598
	健康増進対策事業	42,346	158	1,001	96	6,354	34,737
	その他保健衛生事業	25,108		549		3,797	20,762
	小計	803,776	50,116	174,438	25,844	85,565	467,813
合計	8,426,480	2,512,208	1,453,188	470,702	617,000	3,373,382	

※ 事業として該当するものは、地方単独事業及び国庫補助負担金事業における社会保障施策に要する経費。

※ 事務職員の人件費（サービス提供に直接従事しない職員分）等は含まれていない。ただし、地方公務員等共済組合法に基づく負担金のうち、基礎年金拠出金は含む。